サンケイリアルエステート投資法人

2026年11月９日

各　位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区内神田二丁目３番４号
サンケイリアルエステート投資法人
代表者名　　執行役員　　太田　裕一
（コード番号：2972）

資産運用会社名
株式会社サンケイビル・アセットマネジメント
代表者名　　代表取締役社長　　太田　裕一
問合せ先　　財務・IR部長　　渡邉　昭男
ＴＥＬ：03-5542-1316

（変更）「株式会社シティインデックスフィフスによるサンケイリアルエステート投資法人（証券コード：2972）投資口に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

サンケイリアルエステート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が2026年９月25日付で公表いたしました「株式会社シティインデックスフィフスによるサンケイリアルエステート投資法人（証券コード：2972）投資口に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明に関するお知らせ」（2026年11月５日付で公表いたしました「（変更）「株式会社シティインデックスフィフスによるサンケイリアルエステート投資法人（証券コード：2972）投資口に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」による訂正又は変更を含み、以下「2026年９月25日付プレスリリース」といいます。）につきまして、その内容の一部を変更すべき事項が生じましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株式会社シティインデックスフィフス（以下「公開買付者」といいます。）が公表した本日付「サンケイリアルエステート投資法人（証券コード：2972）投資口に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者が2026年９月28日より開始しております本投資法人の投資口（以下「本投資法人投資口」といいます。）に対する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、公開買付者は、本投資法人が2026年11月５日付でプライベート・エクイティ・ファンドから本投資法人投資口の非公開化に関する法的拘束力のない意向表明書を受領した旨を公表したこと、並びに公開買付者が、本投資法人の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案するとともに、当該意向表明書に係る対抗提案について具体的な提案がなされる可能性があることを踏まえ、本投資法人の投資主の皆様に本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、本日付で、本公開買付けにおける買付け等の期間を2026年11月30日まで延長し、合計43営業日とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付けに関する本投資法人の意見について、2026年11月９日時点においては、2026年９月25日付プレスリリースでお知らせいたしました内容に変更はありません。今後開示すべき事項が生じた場合には、改めてお知らせいたします。

変更箇所につきましては、下線で示しております。

記

２．買付け等の概要

（変更前）

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年９月28日（月曜日）から2026年11月10日（火曜日）まで（30営業日）
買付け等の価格	投資口１口当たり125,000円
買付予定数の上限	―
買付予定数の下限	118,732口（注１）

＜後略＞

（変更後）

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年９月28日（月曜日）から2026年11月30日（月曜日）まで（43営業日）
買付け等の価格	投資口１口当たり125,000円
買付予定数の上限	―
買付予定数の下限	118,732口（注１）

＜後略＞

３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

①　本公開買付けの概要

（変更前）

＜前略＞

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が、本公開買付けにより本投資法人投資口の全て（但し、本不応募投資口及び本投資法人が所有する自己投資口を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、本投資法人の投資主を公開買付者及びATRAのみとし、本投資法人投資口を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しており、本投資法人の2027年２月期（第16期）の決算期末であり金銭の分配に係る基準日である2027年２月末日までに、本スクイーズアウト手続を完了し、本投資法人の非公開化を完了することを予定しているとのことです。

＜後略＞

（変更後）

＜前略＞

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が、本公開買付けにより本投資法人投資口の全て（但し、本不応募投資口及び本投資法人が所有する自己投資口を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、本投資法人の投資主を公開買付者及びATRAのみとし、本投資法人投資口を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しており、本投資法人の2027年２月期（第16期）の決算期末であり金銭の分配に係る基準日である2027年２月末日までに、本スクイーズアウト手続を完了し、本投資法人の非公開化を完了することを予定しているとのことです。本公開買付けにおける買付け等の期間を2026年11月30日まで延長したことに伴い、本スクイーズアウト手続の完了時期は、当初の想定より後ろ倒しになるとのことですが、2027年２月末日までに完了する予定であることには変更はないとのことです。

＜後略＞

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

(ア)公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(変更前)

＜前略＞

また、公開買付者は、本投資法人から開示を受けた財務情報等の資料の分析や不動産専門家へのヒアリング等を通して、本投資法人の物件及び財務の状況を分析し、本投資法人の2026年２月期決算説明資料によれば１口当たりNAVが114,099円と計算されること、また、トーセイら公開買付けにおいて１口当たり公開買付価格が125,000円とされていたことに鑑み、当該価格と同等価格として、2026年９月25日、本公開買付けにおける本公開買付価格を125,000円（2026年９月25日の前営業日である2026年９月24日時点の東証REIT市場における本投資法人投資口の終値105,100円に対して18.93%のプレミアム、同日までの過去１ヶ月間の終値の単純平均値106,285円に対して17.61%のプレミアム、同日までの過去３ヶ月間の終値の単純平均値109,923円に対して13.72%のプレミアム、同日までの過去６ヶ月間の終値の単純平均値115,798円に対して7.95%のプレミアム）とすることを決定したとのことです。

(変更後)

＜前略＞

また、公開買付者は、本投資法人から開示を受けた財務情報等の資料の分析や不動産専門家へのヒアリング等を通して、本投資法人の物件及び財務の状況を分析し、本投資法人の2026年２月期決算説明資料によれば１口当たりNAVが114,099円と計算されること、また、トーセイら公開買付けにおいて１口当たり公開買付価格が125,000円とされていたことに鑑み、当該価格と同等価格として、2026年９月25日、本公開買付けにおける本公開買付価格を125,000円（2026年９月25日の前営業日である2026年９月24日時点の東証REIT市場における本投資法人投資口の終値105,100円に対して18.93%のプレミアム、同日までの過去１ヶ月間の終値の単純平均値106,285円に対して17.61%のプレミアム、同日までの過去３ヶ月間の終値の単純平均値109,923円に対して13.72%のプレミアム、同日までの過去６ヶ月間の終値の単純平均値115,798円に対して7.95%のプレミアム）とすることを決定したとのことです。

その後、公開買付者は、2026年９月28日から本公開買付けを開始いたしましたが、本投資法人は、2026年11月５日付で、A社（以下に定義します。）から、公開買付け（対抗提案）（以下に定義します。）及び対抗提案取引（以下に定義します。）を真摯に検討する旨の法的拘束力のない意向表明書を受領しております。詳細は、下記「(ウ)本投資法人の本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由」の「(ii) 検討・交渉の経緯、及び本投資法人の意思決定の内容」をご参照ください。

公開買付者及び特別関係者は、上記のとおり、応募検討可能対抗的公開買付けが開始された場合には、公開買付期間中、当該公開買付けの買付者との間で、本公開買付けが不成立となることを停止条件として特別関係者が所有する本投資法人投資口の全てに関して当該公開買付けに応募することについての応募契約の締結について真摯に交渉を行う意向を有しているとのことです。本日現在、公開買付け（対抗提案）は開始されておりませんが、公開買付者及び特別関係者は、公開買付け（対抗提案）が開始され、それが応募検討可能対抗的公開買付けに該当する場合には、上記の意向に従い、当該公開買付けの買付者との間で真摯に協議を行う予定とのこ

とです。なお、公開買付者及び特別関係者は、上記のとおり公開買付け（対抗提案）が開始された場合に当該公開買付けの買付者との間で協議を行う予定であり、本日現在、公開買付け（対抗提案）が応募検討可能対抗的公開買付けに該当するか否かについて検討を行っている事実はないとのことです。

また、公開買付者は、本投資法人の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案するとともに、公開買付け（対抗提案）に係る具体的な提案がなされる可能性があることを踏まえ、本投資法人の投資主の皆様に本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、2026年11月9日、公開買付期間を2026年11月30日まで延長し、合計43営業日とすること（以下「本買付条件等変更」といいます。）を決定したとのことです。なお、本公開買付価格の変更はないとのことです。

（３）本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑥　本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

（変更前）

公開買付者は、本投資法人及びサンケイビル・アセットマネジメントとの間で、本投資法人又はサンケイビル・アセットマネジメントが対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が本投資法人又はサンケイビル・アセットマネジメントと接触することを制限するような内容の合意を行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。また、公開買付者は、公開買付期間として、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法定期間より長期に設定することにより、本投資法人の投資主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者にも本投資法人投資口の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

（変更後）

公開買付者は、本投資法人及びサンケイビル・アセットマネジメントとの間で、本投資法人又はサンケイビル・アセットマネジメントが対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が本投資法人又はサンケイビル・アセットマネジメントと接触することを制限するような内容の合意を行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。また、公開買付者は、公開買付期間として、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、当初30営業日に設定していたとのことですが、本買付条件等変更により、43営業日に延長しているとのことです。公開買付期間を法定期間より長期に設定することにより、本投資法人の投資主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者にも本投資法人投資口の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

以上

＊本投資法人のホームページアドレス：https://www.s-reit.co.jp/

（参考）本日付「サンケイリアルエステート投資法人（証券コード：2972）投資口に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」（別添）

ご注意：

本プレスリリースは、本公開買付けに関する意見表明（賛同）を一般に公表するための発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず、本公開買付けが開始される場合に提供される本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、投資主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるとのことですが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条（e）項又は第14条（d）項及び同法の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではないとのことです。公開買付書類に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成された財務諸表からのものであり、当該財務諸表は、米国の一般的に許容される会計基準に準拠して財務諸表を作成することが求められる会社の財務諸表と同等のものとは限りません。また、公開買付者及び本投資法人は米国外で設立された法人であり、その役員が米国外の居住者であることなどから、米国の証券関連法に基づいて主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法主体又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の法主体・関連者（affiliate）をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。

公開買付者、公開買付者及び本投資法人の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（それらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法14e-5(b)の要件に従い、本投資法人の投資口を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付け等を行った者ら又はその関連者の英語ホームページ（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるとのことです。本公開買付けに関する書類の全部又は一部について英語で作成される場合において、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本プレスリリースの発表、発行又は配布は、国又は地域によって法律上の制限が課される場合があります。係る場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮に本プレスリリースが受領されても、本公開買付けに関する投資証券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

本プレスリリースの記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が当該将来に関する記述と大きく異なることがあります。本投資法人又はその関連者（affiliate）は、当該将来に関する記述が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本プレスリリース中の将来に関する記述は、本プレスリリースの日付の時点で本投資法人が有する情報を基になされたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、本投資法人又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

2026年11月9日

各 位

会　社　名　株式会社シティインデックスフィフス
代 表 者 名　代表取締役 福島　啓修

サンケイリアルエステート投資法人（証券コード：2972）投資口に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ

株式会社シティインデックスフィフス（以下「公開買付者」といいます。）は、2026年9月25日、サンケイリアルエステート投資法人（証券コード：2972、以下「対象者」といいます。）の投資口（以下「対象者投資口」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2026年9月28日より本公開買付けを開始しておりますが、本日、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を2026年11月30日まで延長し、合計43営業日とすることを決定いたしました。これに伴い、本日、法第27条の８第２項に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、2026年9月25日に公表した「サンケイリアルエステート投資法人（証券コード：2972）投資口に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

１．買付条件等の変更の内容

変更箇所には下線を付しております。

１．本公開買付けの内容

（３）　買付け等の期間

①　届出当初の期間

（変更前）

2026年9月28日（月曜日）から2026年11月10日（火曜日）まで（30営業日）

（変更後）

2026年9月28日（月曜日）から2026年11月30日（月曜日）まで（43営業日）

（６）　決済の開始日

（変更前）

2026年11月17日（火曜日）

（変更後）

2026年12月7日（月曜日）

２．買付条件等の変更の理由

対象者が 2026 年 11 月５日付で公表した「(変更)「株式会社シティインデックスフィフスによるサンケイリアルエステート投資法人（証券コード：2972）投資口に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「対象者 11 月５日付プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2026 年 11 月５日付で、国内外において豊富な投資実績を有するプライベート・エクイティ・ファンド（関係会社及び関連ファンドを含み、以下「A 社」といいます。）から、対象者投資口に対する公開買付け（以下「公開買付け（対抗提案)」といいます。）及びスクイーズアウトを通じた対象者投資口の非公開化を真摯に検討する旨の法的拘束力のない意向表明書（以下「2026 年 11 月５日付意向表明書」といいます。）を受領したとのことです。対象者 11 月５日付プレスリリースによれば、2026 年 11 月５日付意向表明書においては、公開買付け（対抗提案）における買付け等の価格については、本公開買付けにおける買付け等の価格（投資口１口当たり 125,000 円）（以下「本公開買付価格」といいます。）に対して少なくとも５％のプレミアムを付した価格、公開買付期間は 20 営業日（但し、米国証券法の取扱いを勘案し調整される可能性あり）とすることを基本として検討しているとされており、また、A 社は、2026 年 11 月上旬から下旬にかけて実施する予定のデュー・ディリジェンス及び資金調達先との協議が完了し、A 社の投資委員会の正式な承認が取得されることを前提として、最短で同年 11 月下旬以降に法的拘束力を有する最終提案書の提出を見込んでいるとのことです。なお、対象者 11 月５日付プレスリリースによれば、本公開買付けに関する対象者の意見について、2026 年 11 月５日時点においては、対象者が 2026 年９月 25 日付で公表した内容（本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かは対象者の投資主の皆様のご判断に委ねる旨）に変更はないとのことです。

公開買付者及び公開買付者の特別関係者である株式会社シティインデックスイレブンス、株式会社 ATRA、株式会社 C&I Holdings 及び野村絢氏（以下、総称して「特別関係者」といいます。）は、公開買付者が 2026 年９月 28 日付で提出した公開買付届出書（以下「公開買付届出書」といいます。）に記載のとおり、本公開買付けに対して特別関係者が合理的に納得し得る程度に本公開買付価格を上回る価格による対抗的公開買付けが開始され、かつ、当該公開買付けが全部買付けを行うものであって本公開買付けと同等以上の下限が設定されている場合（以下、かかる公開買付けを「応募検討可能対抗的公開買付け」といいます。）、公開買付期間中、当該公開買付けの買付者との間で、本公開買付けが不成立となることを停止条件として特別関係者が所有する対象者投資口の全てに関して当該公開買付けに応募することについての応募契約の締結について真摯に交渉を行う意向を有しております。本日現在、公開買付け（対抗提案）は開始されておりませんが、公開買付者及び特別関係者は、公開買付け（対抗提案）が開始され、それが応募検討可能対抗的公開買付けに該当する場合には、上記の意向に従い、当該公開買付けの買付者との間で真摯に協議を行う予定です。なお、公開買付者及び特別関係者は、上記のとおり公開買付け（対抗提案）が開始された場合に当該公開買付けの買付者との間で協議を行う予定であり、本日現在、公開買付け（対抗提案）が応募検討可能対抗的公開買付けに該当するか否かについて検討を行っている事実はありません。

そのうえで、公開買付者は、対象者の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案するとともに、公開買付け（対抗提案）に係る具体的な提案がなされる可能性があることを踏まえ、対象者の投資主の皆様に本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、2026 年 11 月９日、公開買付期間を 2026 年 11 月 30 日まで延長し、合計 43 営業日とする

ことを決定いたしました。なお、本公開買付価格の変更はございません。

３．本公開買付け後の手続のスケジュールについて

公開買付者は、公開買付届出書において、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者投資口の全て（但し、特別関係者のうち株式会社 ATRA 及び野村絢氏が所有する対象者投資口並びに対象者が所有する自己投資口を除きます。）を取得できなかった場合には、対象者の 2027 年２月期（第 16 期）の決算期末であり金銭の分配に係る基準日である 2027 年２月末日までに、対象者投資口の併合を含む対象者を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を完了することを予定しております。上記の公開買付期間の延長に伴い、本スクイーズアウト手続の完了時期は、当初の想定より後ろ倒しになりますが、2027 年２月末日までに完了する予定であることには変更はございません。

詳細につきましては、本公開買付けに関して公開買付者が本日提出する公開買付届出書の訂正届出書をご参照ください。

以　上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、投資主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。以下同じです。）第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの規定の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能なものとは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部について英語で作成される場合において、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27Ａ条及び米国1934年証券取引所法第21Ｅ条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するもので

はありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者及びその関連者並びに公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14ｅ－５条(b)の要件に従い、対象者投資口を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者又はその関連者の英文ウェブサイトにおいても開示が行われます。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する投資口の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。